

## 上越地域消防事務組合制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越地域消防事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事について、入札その他の契約に関する手続の透明性、公平性及び競争性をより高めることを目的とした制限付き一般競争入札（以下「制限付き入札」という。）を適正かつ円滑に行うため、制限付き入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 制限付き入札の実施については、上越市制限付き一般競争入札実施要綱（平成15年4月1日実施）の規定（同要綱中第2条第2項、第3条第2項及び第12条の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	規定中の字句	読み替える字句
第1条	上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号。以下「規則」という。）	上越地域消防事務組合財務規則（昭和47年上越地域消防事務組合規則第6号）第3条の規定において準用する上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号。以下「規則」という。）
第3条第1項	上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号。以下「規程」という。）	上越地域消防事務組合入札参加資格審査要綱（平成29年12月7日実施）第2条の規定において準用する上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号。以下「規程」という。）
第3条第1項第1号	上越市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成7年4月1日実施）	上越地域消防事務組合建設工事請負業者指名停止措置要領（平成29年12月7日実施）第2条の規定において準用する上越市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成7年4月1日実施）
第4条第1項第1号	契約検査課での閲覧	契約担当課での閲覧
第4条第1項第3号	市ホームページへの掲載	ホームページへの掲載

(事務の委託)

第3条 管理者は、制限付き入札の実施に係る事務の全部または一部を上越市に委託することができる。この場合において、委託する事務の手続について組合に定めのないときは、原則として入札、契約に関する上越市の規程、要綱、要領その他の規定の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年12月7日から実施する。